

デザイン提案実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおりデザイン提案を募集する。

令和8年6月25日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 デザイン提案に付する事項

(1) 業 務 名

おかやま外国人材活躍支援企業認証制度ロゴマーク作成業務

(2) 業務内容

おかやま外国人材活躍支援企業認証制度ロゴマーク作成業務仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年1月29日（金）までの間

(4) 委託金額（見積上限額）

462,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

2 デザイン提案に参加できる者の資格

次に掲げる要件をすべて満たした者とします。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目が、「大分類5（企画・製作（情報・通信サービスを除く。）」、小分類7（デザイン企画）」であり、格付区分がA又はBであること。
- (3) 岡山県内に事務所又は事業所を有していること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (5) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領(平成19年岡山県告示第332号)に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和63年2月1日施行）に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

3 委託契約に関する事務を担当する組織の名称等及び契約条項を示す場所

岡山県産業労働部労働雇用政策課雇用対策班

住 所 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

電 話 086-226-7391

F A X 086-226-7869

E-mail koyou@pref.okayama.lg.jp

4 仕様書の配布の期間及び場所

(1) 配布期間

本告示の日から令和8年7月6日(月)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所

上記3の場所に同じ

なお、岡山県産業労働部労働雇用政策課ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/47/>

5 デザイン参加資格確認申請書の提出

(1) 提出書類 参加資格確認申請書(様式第1号) 1部

(2) 提出期限 令和8年7月6日(月)午後5時まで(閉庁日を除く)

(3) 提出場所 上記3の場所に同じ

(4) 提出方法 持参又は郵送等(書留郵便等、配送状況が追跡可能なものに限るものとし、提出期限までに必着)

なお、E-mail又はF a xによる提出は受け付けない。また、郵送等による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

(5) デザイン提案参加資格要件の審査及び通知

参加資格確認申請書を提出した者について、上記2の参加資格について審査し、不適合と認められる者に対しては、その結果を通知する。

この通知を受けた者は、このデザイン提案に参加することができない。

技術提案参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和8年7月14日(火)までに、上記3の宛先にFAX又はE-mailにより、説明を求める書面を提出することができる。

6 質問の受付及び回答

(1) 受付期限

令和8年7月1日(水)午後5時まで(必着)

(2) 受付方法

仕様書に対する質問・回答書(様式第2号)を使用し、E-mail又はF A Xで上記3に提出すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、E-mail又はF A Xにて行います。

質問及び回答は、必要に応じて県ホームページに掲載することがある。

(4) その他

選考に関し、業務委託仕様書についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

7 デザイン提案資料の提出

上記5の資格要件審査において、デザイン提案資料の提出を認められた者のみ提出することができる。

(1) 提出書類

- ①参加申込書（様式第3号）
- ②提案者概要書（様式第4号（参考様式））
- ③ロゴマーク提案書（参考様式第5号（参考様式））
- ④見積書（会社名及び役職・代表者名を明記の上、代表者印を押印すること）
なお、次の（1）及び（2）の記載があるものは、代表者印を省略できる。

- （1）発行責任者の氏名及び連絡先
- （2）担当者の氏名及び連絡先経費算定書

⑤積算内訳書（様式第6号（参考様式））

内訳書は、項目ごとに、できる限り詳細に記載すること。

- (2) 提出部数 正本1部、副本5部
- (3) 提出期限 令和8年7月16日（木）午後5時まで（必着）
- (4) 提出場所 上記3の場所に同じ
- (5) 提出方法 上記5（4）に同じ
- (6) その他

提出された提案書類等の追加及び修正は認めません。

提出する提案書は、企画提案参加者ごとに1案のみとします。

8 提案資料の審査

岡山県産業労働部労働雇用政策課内に設置する審査会において、提案書等の内容を別に定める審査基準により審査し、契約の相手を選定します。

9 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 技術提案に参加する資格のない者及び上記5（2）の期間までに所定のデザイン提案参加資格確認申請書を提出しなかった者が提案したとき
- (2) 提案書が、上記7（3）の提出期限を越えて提出されたとき
- (3) 委託額が、上記1（4）の上限を超えて提出されたとき
- (4) 提案書に不足又は虚偽の内容があったとき
- (5) 提案者が、上記2に定める業務委託に参加できる者の資格を喪失したとき
- (6) その他、提案者に求められる義務を履行しなかったとき

10 契約の締結等

(1) 契約の締結

契約の相手方の決定後、提出された提案を基本として当該受託予定者と県と協議の上、詳細内容を決定し、契約書により契約を締結する。

(2) 契約保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条から第155条までの規定による。

- (3) 契約については、契約書に定める事項のほか、岡山県財務規則その他法令に定めるところによる。

11 その他

- (1) 本件に関する事項について、電話又は口頭による問い合わせには応じません。
- (2) デザイン提案に必要な費用は、デザイン提案コンペ参加者の負担となります。
- (3) デザイン提案されたものは、積算内訳書の中ですべて実現できるものと判断します。
- (4) 提出された書類は、委託候補者の選定を行うのに必要な範囲内において複写することはありません。
- (5) 提出された書類は返却しません。
- (6) 審査経過は公表しません。
- (7) 審査結果についての異議申立は受け付けません。
- (8) その他必要な事項は、岡山県会計規則に規定するところによります。
- (9) 本件手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (10) 契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出してください。
この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなします。
- (11) この契約の契約金額に係る消費税の額及び地方消費税の額が変更となる場合は、当該契約の変更を行うことがあります。
- (12) 契約締結に係る経費は、全て受託者の負担となります。